

用地測量・用地調査業務積算資料 新旧対照表

令和6年10月1日

宮崎県農政水産部

用地測量・用地調査業務積算資料（新旧対照表）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
用地測量・用地調査業務積算資料	用地測量・用地調査業務積算資料
用地調査等業務の価格積算基準 I (略) II (略)	用地調査等業務の価格積算基準 I (略) II (略)
第1 用地測量業務 (略)	第1 用地測量業務 (略)
1、2 (略)	1、2 (略)
2-1 (略)	2-1 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 間接測量費 間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査（ <u>登記手数料は含まない</u> ）、図面トレース等を専門業者に外注する場合に必要な経費、 <u>情報共有システムに要する費用（登録用及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用とする。</u> なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。	(2) 間接測量費 間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査、図面トレース等を専門業者に外注する場合に必要な経費 <u>を含むものである。</u> なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。
(3)、(4) (略)	(3)、(4) (略)
2-2 (略)	2-2 (略)
2-3 消費税等相当額 消費税等相当額は、 <u>測量業務価格に対する消費税等相当額である。</u>	2-3 消費税等相当額 消費税等相当額は、 <u>測量業務価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を計上するものとする。</u> <u>この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。</u> <u>消費税等相当額＝測量業務価格×消費税等税率</u>
3-1 測量業務費の積算方式 (略)	3 測量業務費の積算方式 (略)
3-2 消費税等相当額 消費税等相当額は、 <u>測量業務価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を計上するものとする。</u> <u>この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。</u> <u>消費税等相当額＝測量業務価格×消費税等税率</u>	(新設)
4 (略)	4 (略)
第2 用地調査業務 (略)	第2 用地調査業務 (略)
1～2-1 (略)	1～2-1 (略)
2-2 <u>その他原価</u> <u>その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）で構成する。</u> <u>なお、特殊な技術計算、図面作成等を専門業者に外注する場合に必要な経費を含むものである。</u>	2-2 <u>その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。</u>
(1) 間接原価 間接原価は、 <u>業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、情報共有システムに要する経費（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用である。</u>	(1) 間接原価 間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

改正後	改正前
<p>2-3 一般管理費等 <u>一般管理費等は、業務処理に必要な建設</u>コンサルタント等における経費のうち直接原価、間接原価以外の経費<u>で、一般管理費及び付加利益で構成する。</u></p> <p>(1) 一般管理費 一般管理費は、当該用地調査<u>業務</u>を実施する<u>建設</u>コンサルタント等の本店及び支店のうち、当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。</p> <p>(2) 付加利益 付加利益は、<u>当該</u>用地調査業務を実施する<u>建設コンサルタント等</u>を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含むものである。</p> <p>3 消費税等相当額 <u>消費税等相当額は、調査業務価格に対する消費税等相当額である。</u></p> <p>4 用地調査業務費の積算 (1) <u>用地</u>調査業務費の積算方式 <u>建設コンサルタント等を対象とする場合の用地</u>調査業務費は、次の積算方式により積算する。 <u>用地</u>調査業務費 = <u>(用地調査業務価格) + (消費税等相当額)</u> = <u>{(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価) + (一般管理費等)}</u> × <u>{1 + (消費税等税率)}</u></p> <p>(2) 各構成要素の算定 ①、② (略) ③ その他原価 その他原価は、<u>次の式</u>により算定した額の範囲内とする。 その他原価 = <u>(直接人件費) × α / (1 - α)</u> ただし、αは業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。 ④ 一般管理費等 一般管理費等は、<u>次の式</u>により算定した額の範囲内とする。 一般管理費等 = <u>(業務原価) × β / (1 - β)</u> ただし、βは業務原価に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。</p> <p>⑤ 消費税等相当額 消費税等相当額は、業務価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。 消費税等相当額 = <u>{(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価) + (一般管理費等)} × (消費税等税率)</u></p> <p>5 設計等における数値の扱い (1)、(2) (略)</p>	<p>2-3 一般管理費等 <u>業務を処理する</u>コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。<u>一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。</u></p> <p>(1) 一般管理費 一般管理費は、当該用地調査を実施するコンサルタント等の本店及び支店のうち、当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。</p> <p>(2) 付加利益 付加利益は、用地調査業務を実施する<u>企業</u>を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含むものである。</p> <p>(新設)</p> <p>3 調査業務費の積算 (1) 調査業務費の積算方式 調査業務費は、次の積算方式により積算する。 調査業務費 = 業務価格 + 消費税等相当額 = (直接人件費 + 直接経費 + その他原価 + 一般管理費等) × (1 + 消費税等税率)</p> <p>(2) 各構成要素の算定 ①、② (略) ③ その他原価 その他原価は<u>次式</u>により算定した額の範囲内とする。 その他原価 = 直接人件費 × α / (1 - α) ただし、αは業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。 ④ 一般管理費等 一般管理費等は<u>次式</u>により算定した額の範囲内とする。 一般管理費等 = 業務原価 × β / (1 - β) ただし、βは業務原価に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。</p> <p>⑤ 消費税等相当額 消費税等相当額は、業務価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。 消費税等相当額 = (直接人件費 + 直接経費 + その他原価 + 一般管理費等) × 消費税等税率</p> <p>4 設計等における数値の扱い (1)、(2) (略)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="152 132 280 161"><u>6 その他</u></p> <p data-bbox="190 161 1122 220"><u>その他用地調査業務に関する事項は、「第1 用地測量業務」の価格積算基準に準ずるものとする。</u></p>	<p data-bbox="1182 132 1256 161">(新設)</p>

改 正 後	改 正 前																																																																																
<p>標準歩掛</p> <p>1. 用地測量業務</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(1)、</p> <p>(4) 打合せ協議</p> <p><u>作業打合せにおける打合せ1回当たりの標準配置人員</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>職種</u></td> <td style="text-align: center;">測量主任技師</td> <td style="text-align: center;">測量技師</td> <td style="text-align: center;">測量技師補</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>打合せ時期</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">着 手 前</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中 間 必要な作業 工程段階</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">最 終</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) <u>1 打合せ回数は、着手前、中間（1回）及び最終の3回を標準とする。</u> <u>2 本標準配置人員は、現場条件及び作業内容等により必要に応じて適宜増減することができる。</u> <u>3 打合せ日数、打合せ回数は、現場条件及び作業内容等により決定する。</u> <u>4 打合せ当日以外の旅行日数は、必要に応じて別途計上する。</u> <u>5 打合せにかかる作業日数は0.5日を標準とし、業務内容等によりこれにより難しい場合は0.5日単位で計上する。</u></p> <p>2. 用地調査業務</p> <p>(1) 打合せ協議 (略)</p> <p>表 (略)</p> <p>注1 (略)</p> <p>注2 中間打合せの回数は、下記業務区分に記載の標準回数を基本とし、必要に応じて、中間打合せ回数を増減して計上するものとする。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>土地利用履歴等調査</td> <td style="text-align: right;">1回 (ただし、第二段階調査をする場合は2回)</td> </tr> <tr> <td>建物等の調査</td> <td style="text-align: right;">2回</td> </tr> <tr> <td>営業その他の調査</td> <td style="text-align: right;">2回</td> </tr> <tr> <td>消費税等調査</td> <td style="text-align: right;">計上しない</td> </tr> <tr> <td>予備調査</td> <td style="text-align: right;">1回</td> </tr> <tr> <td>移転工法案の検討等</td> <td style="text-align: right;">2回</td> </tr> <tr> <td>再算定業務</td> <td style="text-align: right;">計上しない</td> </tr> <tr> <td>土地評価</td> <td style="text-align: right;">3回</td> </tr> <tr> <td>補償説明</td> <td style="text-align: right;">1回</td> </tr> <tr> <td>地盤変動影響調査等</td> <td style="text-align: right;">1回 (ただし、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回)</td> </tr> <tr> <td>費用負担の説明</td> <td style="text-align: right;">2回</td> </tr> </table>	<u>職種</u>	測量主任技師	測量技師	測量技師補	<u>打合せ時期</u>				着 手 前	1	1		中 間 必要な作業 工程段階	1	(削除)	1	最 終	1	1		土地利用履歴等調査	1回 (ただし、第二段階調査をする場合は2回)	建物等の調査	2回	営業その他の調査	2回	消費税等調査	計上しない	予備調査	1回	移転工法案の検討等	2回	再算定業務	計上しない	土地評価	3回	補償説明	1回	地盤変動影響調査等	1回 (ただし、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回)	費用負担の説明	2回	<p>標準歩掛</p> <p>1. 用地測量業務</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(1)、</p> <p>(4) 打合せ協議</p> <p><u>(新設)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>打合せ協議</u></td> <td style="text-align: center;">測量主任技師</td> <td style="text-align: center;">測量技師</td> <td style="text-align: center;">測量技師補</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>着手時前</u></td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>中間打合せ</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>成果物納入時</u></td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td></td> </tr> </table> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p>2. 用地調査業務</p> <p>(1) 打合せ協議 (略)</p> <p>表 (略)</p> <p>注1 (略)</p> <p>注2 中間打合せの回数は、下記業務区分に記載の標準回数を基本とし、必要に応じて、中間打合せ回数を増減して計上するものとする。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>土地利用履歴等調査</td> <td style="text-align: right;">1回 (ただし、第二段階調査をする場合は2回)</td> </tr> <tr> <td>建物等の調査</td> <td style="text-align: right;">2回</td> </tr> <tr> <td>営業その他の調査</td> <td style="text-align: right;">2回</td> </tr> <tr> <td>消費税等調査</td> <td style="text-align: right;">計上しない</td> </tr> <tr> <td>予備調査</td> <td style="text-align: right;">1回</td> </tr> <tr> <td>移転工法案の検討等</td> <td style="text-align: right;">2回</td> </tr> <tr> <td>再算定業務</td> <td style="text-align: right;">計上しない</td> </tr> <tr> <td>土地評価</td> <td style="text-align: right;">3回</td> </tr> <tr> <td>補償説明</td> <td style="text-align: right;">3回</td> </tr> <tr> <td>地盤変動影響調査等</td> <td style="text-align: right;">1回 (ただし、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回)</td> </tr> <tr> <td>費用負担の説明</td> <td style="text-align: right;">2回</td> </tr> </table>	<u>打合せ協議</u>	測量主任技師	測量技師	測量技師補	<u>着手時前</u>	0.5	0.5		<u>中間打合せ</u>		0.5	0.5	<u>成果物納入時</u>	0.5	0.5		土地利用履歴等調査	1回 (ただし、第二段階調査をする場合は2回)	建物等の調査	2回	営業その他の調査	2回	消費税等調査	計上しない	予備調査	1回	移転工法案の検討等	2回	再算定業務	計上しない	土地評価	3回	補償説明	3回	地盤変動影響調査等	1回 (ただし、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回)	費用負担の説明	2回
<u>職種</u>	測量主任技師	測量技師	測量技師補																																																																														
<u>打合せ時期</u>																																																																																	
着 手 前	1	1																																																																															
中 間 必要な作業 工程段階	1	(削除)	1																																																																														
最 終	1	1																																																																															
土地利用履歴等調査	1回 (ただし、第二段階調査をする場合は2回)																																																																																
建物等の調査	2回																																																																																
営業その他の調査	2回																																																																																
消費税等調査	計上しない																																																																																
予備調査	1回																																																																																
移転工法案の検討等	2回																																																																																
再算定業務	計上しない																																																																																
土地評価	3回																																																																																
補償説明	1回																																																																																
地盤変動影響調査等	1回 (ただし、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回)																																																																																
費用負担の説明	2回																																																																																
<u>打合せ協議</u>	測量主任技師	測量技師	測量技師補																																																																														
<u>着手時前</u>	0.5	0.5																																																																															
<u>中間打合せ</u>		0.5	0.5																																																																														
<u>成果物納入時</u>	0.5	0.5																																																																															
土地利用履歴等調査	1回 (ただし、第二段階調査をする場合は2回)																																																																																
建物等の調査	2回																																																																																
営業その他の調査	2回																																																																																
消費税等調査	計上しない																																																																																
予備調査	1回																																																																																
移転工法案の検討等	2回																																																																																
再算定業務	計上しない																																																																																
土地評価	3回																																																																																
補償説明	3回																																																																																
地盤変動影響調査等	1回 (ただし、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回)																																																																																
費用負担の説明	2回																																																																																

改正後	改正前
<p>騒音等調査 計上しない 事業認定申請図書等の作成（相談用資料の作成） 3回（申請図書の作成） 1回 （決裁申請図書の作成） 1回（明渡裁決申立図書の作成） 1回 保安林解除等申請図書の作成 2回 完了図書の作成 2回 内水面漁業権等の調査 2回</p> <p>注3 (略) 注4 (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>騒音等調査 計上しない 事業認定申請図書等の作成（相談用資料の作成） 3回（申請図書の作成） 1回 （決裁申請図書の作成） 1回（明渡裁決申立図書の作成） 1回 保安林解除等申請図書の作成 2回 完了図書の作成 2回 内水面漁業権等の調査 2回</p> <p>注3 (略) 注4 (略)</p> <p>(2) (略)</p>

改正後

【建物等の調査】

作業の種類	木造特殊建物の調査・算定	単位	1棟	作業条件	50㎡以上 70㎡未満
-------	--------------	----	----	------	-------------

作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費												材料費等				機械経費								
		編成 (A)				所要日数 (B)				歩掛り (C) = (A) × (B)				品名	規格	単 位	数 量	備考	機械名	規格	単 位	数 量	備考			
		主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技師 D	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技師 D	主任 技師	技師 A											技師 B	技師 C	技師 D
調査	外	1.0	1.0	1.0		0.70	0.70	0.70		0.70	0.70	0.70		2.10												
図面作成等	内	1.0	1.0	1.0	1.0	0.47	0.25	1.63	2.10	0.47	0.25	1.63	2.10	4.45												
算定等	内	1.0		1.0	1.0	0.22		0.59	0.46	0.22	0.22		0.59	0.46	0.22	1.49										
外 業											0.70	0.70	0.70		2.10											
内 業											0.69	0.25	2.22	2.56	0.22	5.94										
計											1.39	0.95	2.92	2.56	0.22	8.04										
その他																										

注1 木造特殊建物の調査を行う場合の判断基準並びに作業規模面積以外の場合による補正は、別紙-1による。

注2 本歩掛は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・ [石綿要領第6条](#)に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・ [石綿要領第7条](#)に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

改正前

【建物等の調査】

作業の種類	木造特殊建物の調査・算定	単位	1棟	作業条件	50㎡以上 70㎡未満
-------	--------------	----	----	------	-------------

作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費												材料費等				機械経費								
		編成 (A)				所要日数 (B)				歩掛り (C) = (A) × (B)				品名	規格	単 位	数 量	備考	機械名	規格	単 位	数 量	備考			
		主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技師 D	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技師 D	主任 技師	技師 A											技師 B	技師 C	技師 D
調査	外	1.0	1.0	1.0		0.70	0.70	0.70		0.70	0.70	0.70		2.10												
図面作成等	内	1.0	1.0	1.0	1.0	0.47	0.25	1.63	2.10	0.47	0.25	1.63	2.10	4.45												
算定等	内	1.0		1.0	1.0	0.22		0.59	0.46	0.22	0.22		0.59	0.46	0.22	1.49										
外 業											0.70	0.70	0.70		2.10											
内 業											0.69	0.25	2.22	2.56	0.22	5.94										
計											1.39	0.95	2.92	2.56	0.22	8.04										
その他																										

注1 木造特殊建物の調査を行う場合の判断基準並びに作業規模面積以外の場合による補正は、別紙-1による。

注2 本歩掛は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・ [同要領第7条](#)に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・ [同要領第8条](#)に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

改正後

【建物等の調査】

作業の種類	非木造建物の調査・算定（A-I） (構造計算を行わない場合)	単位	1棟	作業条件	200㎡以上 400㎡未満
-------	-----------------------------------	----	----	------	---------------

作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費														材料費等				機械経費										
		編成 (A)				所要日数 (B)				歩掛り (C)=(A)×(B)						品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考					
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B	技師C											技師D	計			
調査	外	1.0	1.0	1.0			1.08	1.08	1.08			1.08	1.08	1.08			3.24													
図面作成等	内	1.0	1.0	1.0	1.0		0.58	3.60	0.48	2.54		0.58	3.60	0.48	2.54		7.20													
算定等	内	1.0		1.0	1.0	1.0	0.38		1.30	1.39	0.23	0.38		1.30	1.39	0.23	3.30													
		外 業																			その他									
		内 業																												
		計																												
																1.08	1.08	1.08			3.24									
																0.96	3.60	1.78	3.93	0.23	10.50									
																2.04	4.68	2.86	3.93	0.23	13.74									

注1 非木造建物の調査を行う場合の判断基準並びに作業規模面積以外による補正は、別紙-1による。(以下非木造建物の場合同じ。)

注2 本歩掛は、石綿要領第3条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

改正前

【建物等の調査】

作業の種類	非木造建物の調査・算定（A-I） (構造計算を行わない場合)	単位	1棟	作業条件	200㎡以上 400㎡未満
-------	-----------------------------------	----	----	------	---------------

作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費														材料費等				機械経費										
		編成 (A)				所要日数 (B)				歩掛り (C)=(A)×(B)						品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考					
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B	技師C											技師D	計			
調査	外	1.0	1.0	1.0			1.08	1.08	1.08			1.08	1.08	1.08			3.24													
図面作成等	内	1.0	1.0	1.0	1.0		0.58	3.60	0.48	2.54		0.58	3.60	0.48	2.54		7.20													
算定等	内	1.0		1.0	1.0	1.0	0.38		1.30	1.39	0.23	0.38		1.30	1.39	0.23	3.30													
		外 業																			その他									
		内 業																												
		計																												
																1.08	1.08	1.08			3.24									
																0.96	3.60	1.78	3.93	0.23	10.50									
																2.04	4.68	2.86	3.93	0.23	13.74									

注1 非木造建物の調査を行う場合の判断基準並びに作業規模面積以外による補正は、別紙-1による。(以下非木造建物の場合同じ。)

注2 本歩掛は、石綿要領第4条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

改正後

【建物等の調査】

作業の種類	非木造建物の調査・算定（A-I） (構造計算を行う場合)	単位	1棟	作業条件	200㎡以上 400㎡未満
-------	---------------------------------	----	----	------	---------------

作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費													材料費等					機械経費							
		編成 (A)				所要日数 (B)				歩掛り ((C)=(A)×(B))					品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考			
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B											技師C	技師D	計
調査	外	1.0	1.0	1.0			1.08	1.08	1.08			1.08	1.08	1.08			3.24										
図面作成等	内	1.0	1.0	1.0	1.0		0.58	11.43	0.48	2.54		0.58	11.43	0.48	2.54		15.03										
算定等	内	1.0		1.0	1.0	1.0	0.38		1.30	1.39	0.23	0.38		1.30	1.39	0.23	3.30										
外業													1.08	1.08	1.08			3.24									
内業													0.96	11.43	1.78	3.93	0.23	18.33									
計													2.04	12.51	2.86	3.93	0.23	21.57									
													その他														

注1 非木造建物の調査を行う場合の判断基準並びに作業規模面積以外による補正は、別紙-1による。(以下非木造建物の場合同じ。)

注2 本歩掛は、石綿要領第3条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、

必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

改正前

【建物等の調査】

作業の種類	非木造建物の調査・算定（A-I） (構造計算を行う場合)	単位	1棟	作業条件	200㎡以上 400㎡未満
-------	---------------------------------	----	----	------	---------------

作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費													材料費等					機械経費							
		編成 (A)				所要日数 (B)				歩掛り ((C)=(A)×(B))					品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考			
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B											技師C	技師D	計
調査	外	1.0	1.0	1.0			1.08	1.08	1.08			1.08	1.08	1.08			3.24										
図面作成等	内	1.0	1.0	1.0	1.0		0.58	11.43	0.48	2.54		0.58	11.43	0.48	2.54		15.03										
算定等	内	1.0		1.0	1.0	1.0	0.38		1.30	1.39	0.23	0.38		1.30	1.39	0.23	3.30										
外業													1.08	1.08	1.08			3.24									
内業													0.96	11.43	1.78	3.93	0.23	18.33									
計													2.04	12.51	2.86	3.93	0.23	21.57									
													その他														

注1 非木造建物の調査を行う場合の判断基準並びに作業規模面積以外による補正は、別紙-1による。(以下非木造建物の場合同じ。)

注2 本歩掛は、石綿要領第4条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、

必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

改正後

【建物等の調査】

作業の種類	機械設備の調査・算定（A）	単位	1事業所	作業条件	設置面積 100㎡以上200㎡未満
-------	---------------	----	------	------	-------------------

作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費													材料費等				機械経費							
		編成（A）				所要日数（B）				歩掛り（C）=（A）×（B）					品名	規格	単 位	数 量	備考	機械名	規格	単 位	数 量	備考		
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B											技師C	技師D
調査	外	1.0	1.0	1.0			0.44	0.44	0.44			0.44	0.44	0.44			1.32									
図面作成等	内	1.0	1.0	1.0			0.14	0.75	0.93			0.14	0.75	0.93			1.82									
算定等	内	1.0	1.0			1.0	0.40	0.40			0.22	0.40	0.40			0.22	1.02									
															その他											
外 業											0.44	0.44	0.44			1.32										
内 業											0.54	1.15	0.93		0.22	2.84										
計											0.98	1.59	1.37		0.22	4.16										

注1 機械設備の調査を行う場合の判断基準並びに作業規模面積以外の場合による補正は、別紙-2による。（以下機械設備の場合同じ）

注2 本歩掛は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・ [石綿要領第6条](#)に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・ [石綿要領第7条](#)に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

改正前

【建物等の調査】

作業の種類	機械設備の調査・算定（A）	単位	1事業所	作業条件	設置面積 100㎡以上200㎡未満
-------	---------------	----	------	------	-------------------

作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費													材料費等				機械経費							
		編成（A）				所要日数（B）				歩掛り（C）=（A）×（B）					品名	規格	単 位	数 量	備考	機械名	規格	単 位	数 量	備考		
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B											技師C	技師D
調査	外	1.0	1.0	1.0			0.44	0.44	0.44			0.44	0.44	0.44			1.32									
図面作成等	内	1.0	1.0	1.0			0.14	0.75	0.93			0.14	0.75	0.93			1.82									
算定等	内	1.0	1.0			1.0	0.40	0.40			0.22	0.40	0.40			0.22	1.02									
															その他											
外 業											0.44	0.44	0.44			1.32										
内 業											0.54	1.15	0.93		0.22	2.84										
計											0.98	1.59	1.37		0.22	4.16										

注1 機械設備の調査を行う場合の判断基準並びに作業規模面積以外の場合による補正は、別紙-2による。（以下機械設備の場合同じ）

注2 本歩掛は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・ [同要領第7条](#)に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・ [同要領第8条](#)に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

改正後（補償説明の別紙）

（別紙）

補償説明

補償説明とは、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明を行うことをいう。ただし、補償説明には、土地調査（共通仕様書様式第11号）及び物件調査（共通仕様書様式第22号）並びに宮崎県土地改良事業用地事務取扱要領（昭和48年7月1日付け施行）第18条により作成する契約書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含まないものとする。
なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

（削除）

1 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び補償対象となる権利者等に対し、面接等によりことについての協力依頼を行うものとする。

2 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者等ごとの処理方針の検討、補償説明に係る事項の整理、説明資料の作成等を行うものとする。

3 補償説明

補償説明は、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明及び記録簿の作成を行うものとする。

改正前（補償説明の別紙）

（別紙）

補償説明

補償説明とは、土地改良事業に必要な土地等の取得等に伴って用地買収又は建物等の移転の対象となる権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む）及び建物等の移転補償額の積算内容の説明を行うことをい、その区分は、表1-1によるものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

補償説明Bに係る直接人件費の積算に当たっては、表1-2による区分ごとの補正率は表1-3により行うものとする。

表1-3

区 分	B-イ	B-ロ	B-ハ	B-ニ
補正率	0.50	0.80	1.00	1.30

表1-1

区 分	判 断 基 準
補償説明A	<u>土地調査等共通仕様書第10章第128条の移転工法案の検討を行ったもの、又はこれに準ずると認められるもの。</u>
補償説明B	<u>補償説明A以外のもの。</u> ただし、補償説明等の項目によって、表1-2の区分により行うものとする。

表1-2

区 分	判 断 基 準
補償説明B-イ	<u>(1) 土地のみのもの。</u> <u>(2) 土地に開墾等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存在するもの。</u> <u>(3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存在するもの。</u> ただし、この場合の権利者数は1名とする。
補償説明B-ロ	<u>(1) 土地に機械設備、生産設備、貯留等が存在するもの。</u> <u>(2) 機械設備、生産設備等が存在するもの。</u> <u>(3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。</u>
補償説明B-ハ	<u>(1) 土地、建物を所有している補償に係るもの。</u> <u>(2) 居住用以外の用（住居併用）に供している借家人に係るもの。</u>
補償説明B-ニ	<u>(1) 土地、建物を所有し、営業を行っている（住居併用を含む）補償に係るもの。</u>

1 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び補償対象となる権利者等と面接し補償説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明A及び補償説明Bによって行うものとする。

2 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理方針の検討、補償内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明A及び補償説明Bによって行うものとする。

3 補償説明

補償説明は、土地、物件調査の配付、補償内容の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明A及び補償説明Bによって行うものとする。

改正後（地盤変動影響調査等の別紙）

(別紙)

地盤変動影響調査等

1 (略)

2 作業規模面積以外の補正

(1)～(4) (略)

(5) 工作物の補正率

敷地面積	100㎡未満	100㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 630㎡未満	630㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10

2,000㎡以上 3,300㎡未満	3,300㎡以上 5,000㎡未満
5.70	7.70

改正前（地盤変動影響調査等の別紙）

(別紙)

建物の調査

1 (略)

2 作業規模面積以外の補正

(1)～(4) (略)

(新設)

